社会福祉法人　大木町社会福祉協議会

令和５年度　事業組織図（2023 年７月１日作成）

監事　２名

理事会８名
うち、会長１名
副会長１名

評議員会 15 名

その他　災害支援事業
（ボランティアセンター設置運営等）

法人運営

自主事業

共同募金配分金事業

- 歳末たすけあい配分金事業
- ボランティア活動育成事業
- 福祉育成援助活動事業
- 児童・青少年福祉活動事業
- 高齢者福祉活動事業

- 生活困窮者支援事業（社会福法人協働事業）
- ふれあいいきいきサロン事業
- 心配ごと法律相談事業

県社協からの受託事業

- 日常生活自立支援事業
- 生活福祉資金貸付事業

町からの受託事業

障がい者自立支援事業

- 計画相談支援事業
  障害児相談支援事業
- 指定相談支援事業所「おおき」

- 産前産後ホームヘルプサービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- 生活支援ホームヘルプサービス事業
- 認知症カフェ事業
- 元気クラブ事業

生活支援・介護予防の基盤整備

- 生活支援体制整備事業

共同募金配分金事業

- 歳末たすけあい配分金事業：地域福祉の増進を図り、支援を必要としている人々が安心して暮らせるような地域づくりを目指します。
- ボランティア活動育成事業：ボランティア団体の活動支援やボランティア活動保険・災害ボランティア活動保険等の助成を行います。
- 福祉育成援助活動事業：社協だより発行（年４回）やホームページの更新、町内外の福祉に関する講座等の情報の提供を行います。また、一人親等世帯へ食料支援を行います。
- 児童・青少年福祉活動事業：福祉映画上映や保育園、幼稚園、小学校、中学校への福祉教育活動の支援を行います。
- 高齢者福祉活動事業：サロンや老人クラブ連合会活動などへの支援を行います。

自主事業

- 生活困窮者支援事業（社会福法人協働事業）：生活困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている人々に、地域の社会福祉法人がそれぞれの専門性および資源を活かして支援を行います。
- ふれあいいきいきサロン事業：大木町「ふれあいいきいきサロン」連絡協議会を組織し行政及び関係機関と連携し、「ふれあいいきいきサロン」活動の普及に努めます。
- 心配ごと法律相談事業：住民の日常生活上の様々な課題について、心配ごと法律相談を実施し、弁護士が適切な助言、支援を行います。

県社協からの受託事業

- 日常生活自立支援事業：生活支援員を配置し、認知症、知的障がい、精神障がいがある人等で、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理及び書類等の預かりサービスを行います。
- 生活福祉資金貸付事業：低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立及び生活意欲を助長し、安定した生活を送れるようにすることを推進します。

障がい者自立支援事業

- 計画相談支援事業 障害児相談支援事業：障がい児・者の人が日常生活の自立に向けた個別プランを作成し、継続的な相談支援を行います。
- 指定相談支援事業所「おおき」：障がい児・者に関する問題の相談に応じ、必要な情報や助言などを行い、障がい児・者が普通に暮らせる地域づくりの実現を図ります。また、成年後見制度等の周知を図ります。さらに、地域自立支援協議会の運営が円滑にできるよう努めます。

産前産後ホームヘルプサービス事業

- 産前産後ホームヘルプサービス事業：出産前後、体調不良などの理由で家事や育児を行う事が困難な家庭の支援を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業

- 生活支援ホームヘルプサービス事業：日常生活の支援が必要な高齢者等に対し、生活全般の支援を行ない、自立と社会復帰ができるよう支援します。
- 認知症カフェ事業：カフェ「ｗｅｗｅ」を開設し、認知症の人とその家族を支える地域づくりを目指します。
- 元気クラブ事業：買物支援が必要な人、外出機会が少ない人などを対象に日常生活に必要な買い物と簡単な介護予防体操等を行い、社会参加を促進します。

生活支援・介護予防の基盤整備

- 生活支援体制整備事業：生活支援コーディネーターを校区自治区へ配置し、生活支援・介護予防の基盤整備に向け、多種多様な関係機関と協働による住民主体の生活支援サービスを行います。